

調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。
なお、調査は昭和44年以降毎年実施しており、今回が第50回目に当たる。

(2) 調査の範囲

調査の範囲は次のとおりである。

ア 地域

日本国全域

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品貸貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。）（以下「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」という。）

ウ 調査対象

主たる事業が上記イに掲げる産業に属する会社組織の民営企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上を雇用する企業、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから、産業別及び企業規模別に抽出する。

(3) 調査事項

ア 企業に関する事項

企業の名称、本社の所在地、企業の全常用労働者数、企業の事業の内容又は主な製品、労働組合の有無

イ 賃金の改定に関する事項

賃金の改定実施の有無、改定期期、定期昇給・ベースアップの実施状況、賃金カットの実施状況、1人平均賃金の改定額、1人平均賃金の改定率、賃金の改定方式、労働組合との交渉経過

ウ 賃金の改定事情に関する事項

賃金の改定の決定に当たっての重視要素

エ 賞与支給に関する事項

賞与支給状況及び決定方法、1人平均賞与支給額、1人平均賞与支給月数、労働組合からの要求交渉

(4) 調査の対象期間

平成30年1月から12月までの1年間。

(5) 調査の実施時期及び方法

平成30年8月に郵送調査により実施する。

(6) 調査機関

厚生労働省－調査対象企業

(7) 集計方法

厚生労働省 政策統括官付賃金福祉統計室において集計を行う。